

病院再編にかかる 長浜市立2病院の 経営形態に関する報告書

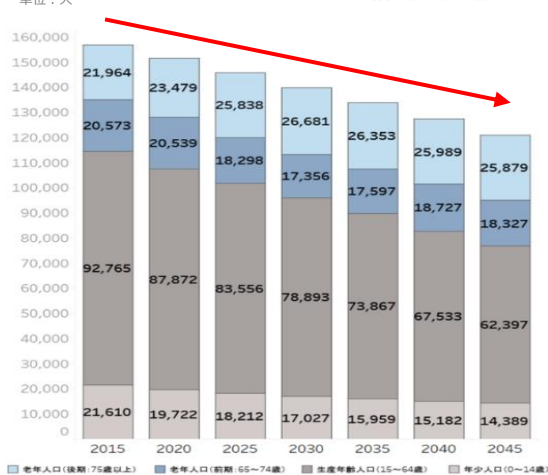
【概要版】

報告書

P3-

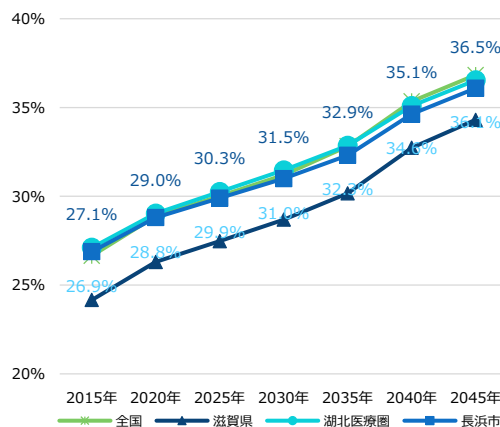
湖北保健医療圏（湖北圏域）の現状

単位：人 <人口構造の見通し>



人口は既に減少局面に入っており、
今後も減少し続けるとともに、老年人口の割合は
増加していくことが見込まれる。

<総人口に占める老年人口の推移>



出典：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」より作成
(第1回検討委員会資料 資料2「湖北医療圏の現状と課題」P.2使用資料)

強み

慢性期を除く、病期別の区域内完結率は県内他圏域
に比べ非常に高く、救急搬送の管内完結率も高い



役割に応じた医療提供で、湖北圏域の医療を支える

弱み

医療人材が不足し、
慢性期の区域内完結率が低い



(1) 医師の働き方改革への対応

2024年4月から始まる「医師の働き方改革」を見据えると、大学から市立長浜病院と長浜赤十字病院への医師配置を現状どおり継続することは困難である。
2病院を再編し診療科の集約を進めることが必要である。

(2) 人口減少に伴い発生する「医療従事者確保」の課題

今後は医療需要動向の変化に対応しながら、3病院が一体となって人材確保に努める必要がある。

(3) 今後の医療需要変化へ対応するための「役割分担・機能分化」の必要性

今後変動する医療需要の変化に対応するため、機能別の病床数を適正配分する必要がある。
急性期を担う市立長浜病院、長浜赤十字病院の役割分担・機能分化の方法を検討する必要がある。

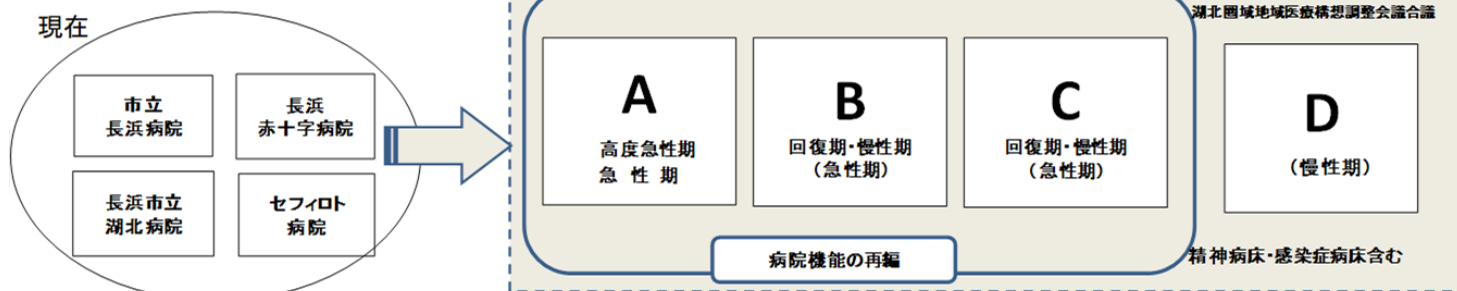
医療提供体制

(1) 再編の検討経過

時期	内容
2018年8~12月	「湖北地域の高度急性期・急性期医療を考える研究会」が計3回開催され、報告書が12月に提出される。
2019年3月	研究会の報告を受け、湖北圏域地域医療構想調整会議にて、高度急性期から急性期を担うA病院、急性期から慢性期を担うB病院・C病院、慢性期を担うD病院という病院機能の再編案（ABCD病院）が4病院長から報告される。 その実現に向け事務レベルでの作業を進めていくことが合意される。
2019年8月	湖北圏域地域医療構想調整会議にて、ABCD病院の病床数（案）が4病院長から報告される。
2019年12月	各病院長および事務協議にて、長浜市病院事業、長浜赤十字病院からそれぞれ「湖北圏域における新たな病院像」が提案され、実現に向けた論点整理を行った。 この中で、再編が始まる前から経営形態は一つにすることが確認された。
2020年1月	厚生労働省により、湖北区域が「地域医療構想の実現に向けた重点支援区域」に選定される。
2022年3月	新長浜市長が長浜市議会本会議にて「病院の再編について早急に取り組む」と表明。
2022年6月	京都大学、滋賀医科大学から市長あてに要望書が提出される。 内容は、「医師の働き方改革に対応するため、地域医療構想の実現に向けた病院再編を早急に進めてほしい」というもの。
2022年9月	長浜市長が長浜市議会本会議にて、「2023年（令和5年）9月までに経営形態を決める」と表明。
2022年11月~2023年6月	「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会」を計5回開催。
2023年7月13日	「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会」報告書が市長へ提出される。

(2) 地域医療構想調整会議における合意事項

2025年までの再編案(イメージ図)



C 病院 (想定)



D 病院 (想定)



案

湖北圏域 案	高度急性期 急性期		回復期	慢性期	小計	精神	感染症	合計
	急性期相当							
	606		280	110	996	249	4	1,249
A病院	606				606	70	4	
B病院			210	50	260			
C病院			70	60	130			130
D病院						179		179

< 令和元年度第1回湖北圏地域医療構想調整会議(2019.8.1)合意 >

(3) 本検討委員会の位置づけと本検討委員会以降のスケジュール

本検討委員会は、地域医療構想調整会議における合意事項を踏まえた「湖北圏地域医療構想の実現」および「医師の働き方改革への対応」を目指し、今後の市立長浜病院および長浜市立湖北病院が担うべき役割と経営形態を検討する。

医療機能の分化・連携の議論、調整については、地域医療構想調整会議の役割としており、本検討委員会の検討を踏まえ、長浜市による市立2病院の経営形態意向表明がなされ、県、市立長浜病院、長浜市立湖北病院および長浜赤十字病院と連携を図りつつ、新しい体制への検討が進められるものとしている。

スケジュール			
	滋賀県(長浜保健所)	長浜市	市立長浜病院 長浜市立湖北病院
役割	診療機能の調整・支援	経営形態の検討	診療科の連携・交流
令和4年 6月		6月22日【京都大学、滋賀医科大学来庁】 ○地域医療構想に基づく病院再編を早急に進めてほしい。	
9月	湖北圏地域医療構想調整会議 (年3回程度)	病院再編にかかる 長浜市立2病院 経営形態検討委員会 ・直営(独立行政法人) ・指定管理者制度 全5回開催予定 (公開会議)	令和6年4月以降の診療科決定
令和5年 3月			令和6年4月以降の診療科 暫定的開始
4月	湖北圏地域医療構想調整会議 (年3回程度)		↓
9月頃			
令和6年 4月以降	新しい体制への準備		医師の働き方改革開始
	新しい経営形態での運用開始		

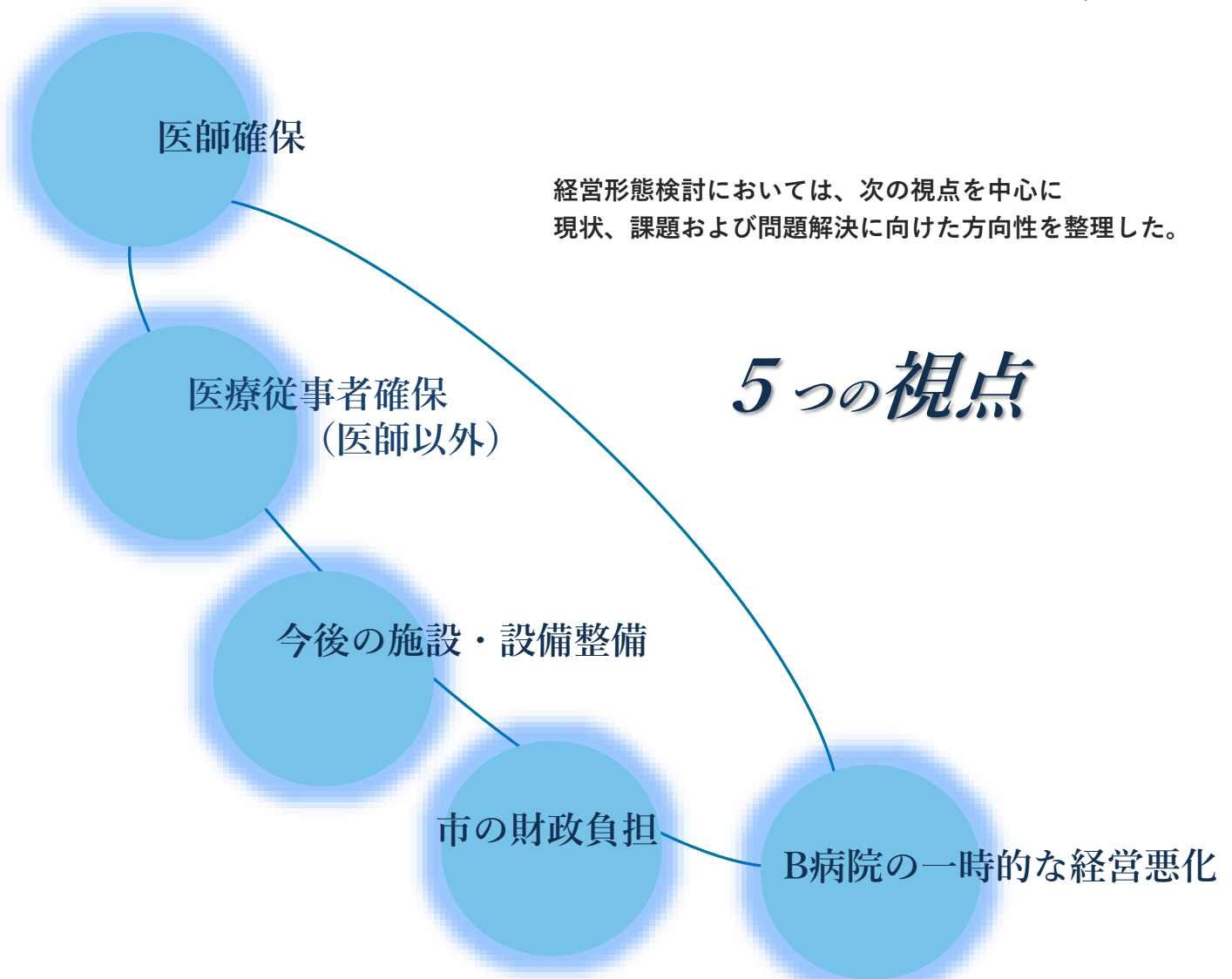
(参考：第1回検討委員会資料 資料1「湖北医療圏におけるこれまでの検討経過について」P.9使用資料)

➤ 医師および医療従事者の確保

大規模な医療提供体制の再編となるため、運営主体が異なる場合と比べて限定的であるものの、経営の一体化により3病院での柔軟な人員配置を可能にさせ、各病院の人材確保の円滑化を図る必要がある。

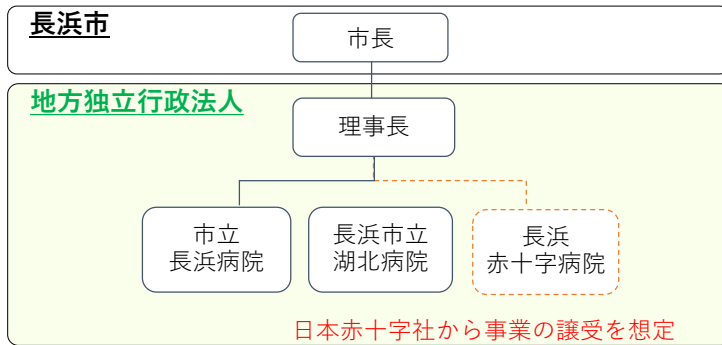
➤ 3病院の経営の一体化を通じた、効率的かつ安定的な病院経営の実現

医療提供体制の再編により、3病院の収益構造が変化することが想定される。持続可能な医療提供体制を実現するため、医療資源の最適配置や効率化を進めるなど、一体的な病院経営を目指す必要がある。



検討委員会を踏まえたうえで考えられる経営形態の選択肢

I. 3病院地方独立行政法人案

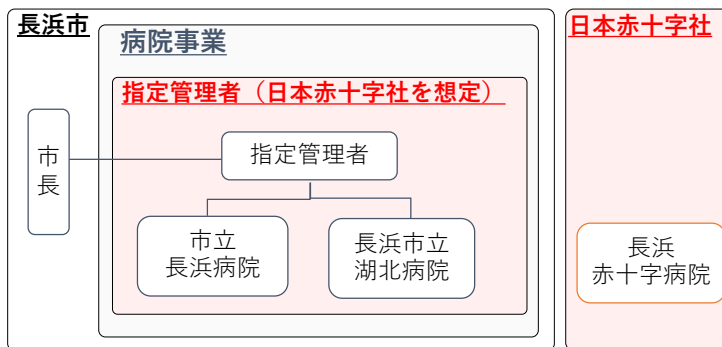


(第2回検討委員会資料 資料4「長浜市病院事業が選択可能な経営形態」P.2使用資料)

- 地方公共団体が自ら行う必要はないが、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものなど、公共性の高い事業を効率的かつ効果的に推進させるための制度であり、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方公共団体と別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられることにより、理事長独自の意思決定が可能になり、自律性が高まることが考えられる。

- 長浜市病院事業の提案方式。長浜市が長浜赤十字病院を引き受け、3病院全てを地方独立行政法人化することで地方独立行政法人による3病院一体経営を実現する。

II. 指定管理者制度案

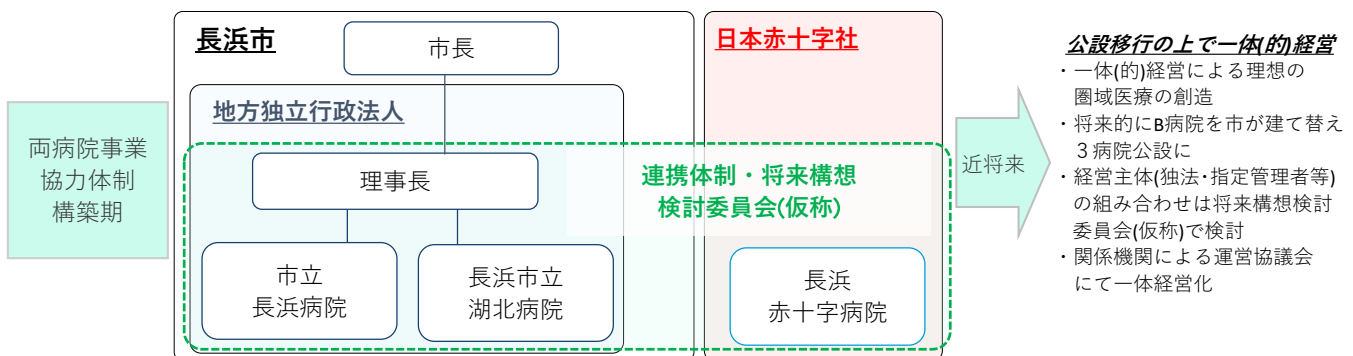


(第2回検討委員会資料 資料4「長浜市病院事業が選択可能な経営形態」P.2使用資料)

- 地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が議会の議決を経て指定するものに、期間を定めて公の施設の管理を行わせる（委託する）制度で、民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した病院運営が期待できる。

- 日本赤十字社の提案方式。市立長浜病院、長浜市立湖北病院の2病院に指定管理者制度を導入することで日本赤十字社による3病院一体的経営を実現する。

III. 2病院先行地方独立行政法人案（委員提案案）



(拡大専門小委員会資料 資料2-2「委員提出資料（明石委員提出資料）」P.5使用資料 一部修正)

- 市立長浜病院、長浜市立湖北病院の2病院を地方独立行政法人化し、長浜赤十字病院は現状維持とする。そして3病院の（仮称）将来構想検討委員会を設置したうえで、経営形態の議論を継続していき、将来的に3病院の一体的な経営を実現する。
- また、当面の間は、協定締結により協力体制を構築し、医師の働き方改革を踏まえて集約しなければならない診療科については早期に実施する。協議の結果、最終的な経営形態は地方独立行政法人制度、指定管理者制度のどちらもあり得る。

本検討委員会では、選択可能な経営形態について議論を進めてきたが、医療提供体制の再編にかかる前提条件が定まっていなかった中では議論の集約には及ばず、様々な角度からの委員意見が併存することとなった。

本検討委員会としては、

いずれの経営形態が最善かということに関するとりまとめには至らなかった。

しかしながら、
湖北の医療を維持し発展させるには、

1. 「**医師の働き方改革に向けた診療科の集約が急務であること**」
2. 「**具体的な時期を示しながら病院機能の再編および経営の一体化を早期に実現させること**」
3. 「**市立長浜病院と長浜赤十字病院に関しては、当面の間は既存の建物を活かしながら、将来的に大成亥町で高度急性期・急性期を集約した新しい病院を創ること**」

については、**多数委員の合意事項**として整理されたところである。

そのうえで、本検討委員会委員の意見には下記のものがあった。

<多くの意見>

診療科の集約については、直ちに着手し検討を進めるとともに、今後、いずれの経営形態を選択するとしても、病院再編の機運醸成および日本赤十字社との協議を経て、慎重に経営形態を決定すべきであり、具体的な行動を次のとおり示す。

- ① 長浜市病院事業および長浜赤十字病院がともに協力し合う体制を構築し、診療科の集約、病院機能の再編および経営形態の検討に向けた具体的な協議を開始するため、速やかに、長浜市病院事業（長浜市）と長浜赤十字病院（日本赤十字社）間で協定を結ぶこと。
- ② 湖北圏域地域医療構想調整会議との連携を図りながら、3病院が共同して病院ビジョンを作り、1年を目途に、各病院職員や市民に具体的な医療提供体制の方向性を示すこと。
- ③ 診療科の集約および経営の一体化については、期限を定めて着実に協議を行うこと。上記各病院ビジョンを実現するための経営の一体化については、3～5年以内を目途にいずれかの経営形態を決定すること。

<複数の意見>

長浜市病院事業の経営改善や財務体質の強化も急がれるため
2病院先行地方独立行政法人化が相応しい。

なお

本意見においても、
両病院事業の協力体制の構築と診療科集約等の協定締結、
および将来ビジョンの共有については上記の多数案と同様である。

大学の要請や市の財政負担等を考慮すると、
指定管理者制度が相応しい。

経営形態を決定するうえで留意すべき事項

経営形態の決定に際しては、湖北の医療を維持発展させるという視点から、
以下の点について留意されたい。

● 医師の働き方改革への対応

経営の一体化を含めたABC病院の再編には一定の時間を要するため、
必要な診療科の集約については速やかに実施する必要があるとの多数意見であった。

● 医師や医療従事者が集まる病院

研修や研究のため症例が多く集まる高度急性期を担う病院を
いかに創るかということについて、両病院でしっかりと検討する必要がある。

B病院にも医師が十分確保できるよう魅力を高め、
へき地医療や在宅医療まで含めて
地域全体に
様々な職種が持続的に集まるような地域となるよう
努力する必要がある。

● 政策医療の維持

救急、周産期、災害、へき地、がんなどの政策医療の維持を十分に考慮すべきである。

● 救急医療の維持

有事の際の対応も含め救急医療が将来に渡り継続できるよう慎重に再編を進めていく必要がある。

● B病院の安定的な医師確保

B病院の決定についてはその後の影響を想定し慎重に進める必要がある。

● 病院経営の継続性

いずれの経営形態を選択する場合であっても、常に経営改善に取り組むことが必要である。

併せて、
市の財政負担を増やさないことも重要である。

● 現実直視の必要性

今後の再編にあたって考慮すべき現実を直視して対応する必要がある。

令和5年7月13日

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会



作成：長浜市